

- (1) 作品輸送費（ただし作品保険料は含みません。）
  - (2) 図録作成費（デジタルカタログも含まれます。ただし国際展の場合、図録作成費は、参加する作家のうち日本人作家の割合に応じた作成経費の一部が対象となります。）
  - (3) 作家・専門家旅費（航空賃・鉄道賃・宿泊費。ただし事前調査経費や準備経費は含みません。）
- ※作品制作費、インсталレーション経費、作家謝金等は対象となりません。

#### 採用実績（参考）

採用38件／応募61件（令和3年度）

#### 選考方針

- (1) 全プログラム共通の選考方針はp. 4をご覧ください。
- (2) 提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。
- (3) 以下のような展覧会については、相対的に高い評価が与えられます。
  - ア その国でこれまで類似の展覧会が開催されたことのない、優れたキュレーションによる展覧会
  - イ 周年事業等に関連する展覧会（p. 4 参照）
- (4) 以下のような展覧会については、優先順位が低くなります。
  - ア 近い過去にJFの助成を受けている申請者の計画
  - イ 複数箇所を巡回する展覧会で、過去にJFの助成を受けたことのある展覧会の巡回
  - ウ 姉妹都市間又は学校間交流等特定の関係者同士の友好親善を主な目的とする展覧会
  - エ 公募作品により構成される展覧会
  - オ 趣味的サークルや同好会による展覧会

#### 申請締切

2021年12月1日（必着）

#### 結果通知

2022年4月

## 3 欧米ミュージアム基盤整備支援

申請書略号: Q-MIS  
担当: 文化事業部美術チーム

日本美術コレクションを有する欧米の美術館・博物館を対象に、所蔵する日本美術コレクションの更なる有効活用を促すための各種助成を行い、支援先機関が恒常的な日本美術紹介を行うための基盤整備に協力します。

#### 申請資格

以下の2点を同時に満たす米国及び欧州に所在する美術館・博物館。

- (1) 日本美術のコレクションと、日本美術のための常設展示スペースを有していること。
- (2) 日本美術専門のキュレーターを既に雇用している、あるいは今後雇用予定であること。

※複数館による共同企画の場合は、申請資格を有する1館が代表して1つの申請書を提出してください。共同企画に参加する機関はすべて同一の国内・域内に所在してはなりません。（米国からの申請の場合は参加館がすべて米国内に所在すること、また、欧州からの申請の場合は参加館がすべて欧州内に所在することが条件となります。）

#### 対象国

米国、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、北マケドニア、キルギ

ス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア

### 対象事業

2022年4月1日から2023年3月31日までの間に開始される以下のいずれかの事業。複数の事業を組み合わせることも可能ですが、1機関あたり原則として100,000米ドル/年度が助成上限となります。また、最長5か年間に亘る継続的な支援を原則とします。

I 専任スタッフの拡充・強化	日本美術コレクションの保存・管理・研究・普及に資する各種業務を担う日本美術の専任スタッフ（キュレーター、アシスタント・キュレーター、リサーチャー）のポスト新設または増員に対する支援
II 日本美術コレクションの調査・研究・目録発行	日本美術コレクションの調査・研究の推進に資する「日本からの指導者招へい」、「申請機関に所属する日本美術専門家の訪日研究・研修」、「日本美術に関する研究会議の開催」、「日本美術コレクション目録の発行」に対する支援
III 日本美術コレクション展の実施	申請機関が所蔵する日本美術コレクションの公開展示並びに同コレクションを活用して開催される展覧会に対する支援

### 助成内容

事業開始日（2022年4月1日から2023年3月31日までの間）から1年間に支払が完了する以下の費目が1年目の事業の支援の対象となります。

I 専任スタッフの拡充・強化	・日本美術専門家のポスト新設または増員のために要する給与および社会保障費
II 日本美術コレクションの調査・研究・目録発行	・旅費（国際航空運賃等交通費、滞在費等） ・実施経費（会場・機材借料、目録・カタログ・広報資料作成費等） ・謝金（通訳・翻訳・講演） ・その他経費（資料購入費等）
III 日本美術コレクション展の実施	・実施経費（展示設営費、カタログ・広報資料作成費等） ・専門家招へい旅費（航空運賃等交通費、滞在費等） ・謝金（通訳・翻訳・講演）

### 採用実績（参考）

採用件数：4件（平成28年度からの継続）

### 選考方針

- (1) 全プログラム共通の選考方針はp. 4をご覧ください。
- (2) 提出された申請書に基づき、外部専門家の意見を聴取の上、採否を決定します。
- (3) 以下のような事業については、相対的に高い評価が与えられます。
  - ・専任スタッフ拡充・強化事業について、支援により新設または増員されるポストが、JFの助成終了後も、申請機関側の努力により継続的に維持される計画となっている事業
  - ・JFの支援によって申請機関における日本美術コレクションの紹介が促進される計画となっている事業
- (4) 申請機関の日本美術に関わる基盤整備を主な目的としない、以下のような事業は支援の対象外となります。
  - ・日本美術以外の他の芸術分野のもの
  - ・観光を主たる目的とする訪日事業

### 申請締切

2021年12月1日（必着）

## 4 翻訳出版助成

申請書略号: Q-TPS

担当: 文化事業部企画調整チーム

日本の図書の諸外国における翻訳・出版を促し、より多くの海外読者に普及させ、日本理解を促進することを目的として、日本語で書かれた図書の外国語翻訳・出版を計画する海外の出版社に対し、翻訳経費（翻訳料）及び/又は出版経費（印刷・製本費）の一部を助成します。

「翻訳助成のみ」、「出版助成のみ」、「翻訳助成と出版助成両方」のいずれの申請も受け付けます。

### 申請資格

海外の出版社（法人）。

### 対象事業

日本に関わる主題を扱った、人文・社会科学及び芸術分野における、日本語で書かれた既に出版されている図書の翻訳・出版で、以下の要件を満たす事業。

- (1) 2022年4月1日から2023年2月28日までの間に図書を刊行すること。ただし、「翻訳助成のみ」の申請の場合、翻訳原稿完成後2年以内の出版を保証できれば申請可能です。
- (2) 翻訳・出版する日本語の原典が申請時点で既に刊行されていること。
- (3) 原則として、日本語原典からの直訳であること。ただし、翻訳者層の薄い国からの申請については、外国語翻訳からの重訳を認めることもあります。
- (4) 原典の著作権者との間で翻訳出版契約が締結済みもしくは締結見込みであり（重訳の場合は、その計画についての了承も得ており）、翻訳料について出版社と翻訳者との間で契約が既に締結されていること。申請時に契約書の写しを提出する必要があります。
- (5) 申請時点で翻訳の一部が完成していること。申請時に翻訳見本（約30ページ）を提出する必要があります。
- (6) 事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。
- (7) 宗教的又は政治的な目的のために利用されるものではないこと。

※電子書籍についても申請可能です。

※以下は本プログラムの対象外です。

- ・原典が日本語でない言語で書かれた図書
- ・既に出版（自費出版、雑誌掲載、WEB掲載等を含む）されている図書。再刊の場合を含む。
- ・定期刊行物（特集号を含む）、議事録、展覧会等カタログ、観光案内等、パンフレット、辞書・辞典、日本語教材等
- ・一般に流通することが期待できない図書（刊行目的が寄贈のみの場合等）
- ・翻訳者への翻訳料の支払いが図書刊行時までになされていない場合（翻訳助成の対象外）

※過去に不採用となった案件は、事業計画及び翻訳原稿の修正・変更なしに、同じ内容のまま再申請することはできません。

### 助成内容

2022年4月1日以降に発生し2023年2月28日までに支払が完了する以下の費目を対象に、経費の一部を助成します。

- (1) 翻訳料：申請機関が翻訳者に支払う謝金
- (2) 印刷・製本費：申請機関が印刷業者等に支払う用紙代、組版・製版費、印刷費、製本費等

※助成申請の際に翻訳者との契約書写しや印刷業者等からの見積書の提出が、また図書刊行後の助成金支払の段階で、翻訳者や印刷業者等からの領収書の提出が必要となります。